

第2次 那珂市男女共同参画プラン

前期実施計画



平成30年3月

目 次

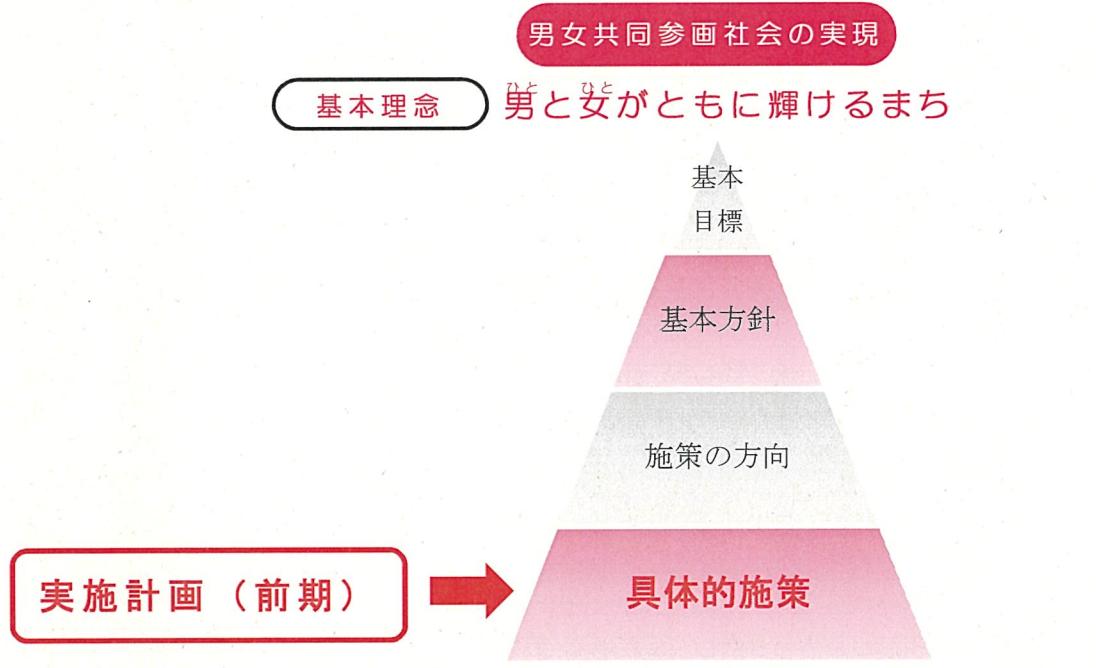
1 実施計画策定の基本的な考え方	1
2 実施計画の期間	2
3 実施計画の進行管理	3
4 基本目標別実施計画	
基本目標 1 男女が互いを尊重し認めあうまち	
基本方針 男女の人権及び個性の尊重	4
基本目標 2 男女がともに参画してつくるまち	
基本方針 あらゆる分野での男女共同参画の推進	9
基本目標 3 男女がともに仕事と生活の調和がとれるまち	
基本方針 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	13

1 実施計画策定の基本的な考え方

那珂市は、男女共同参画社会を実現するため「男と女がともに輝けるまち」を基本理念とし、3つの基本目標と基本方針からなる「第2次那珂市男女共同参画プラン」を策定し、市が取り組むべき施策の方向を示しました。

この実施計画（前期）は、その実現を図るための具体的な取組について策定するものです。

【那珂市男女共同参画プランの構造】



3つの基本目標

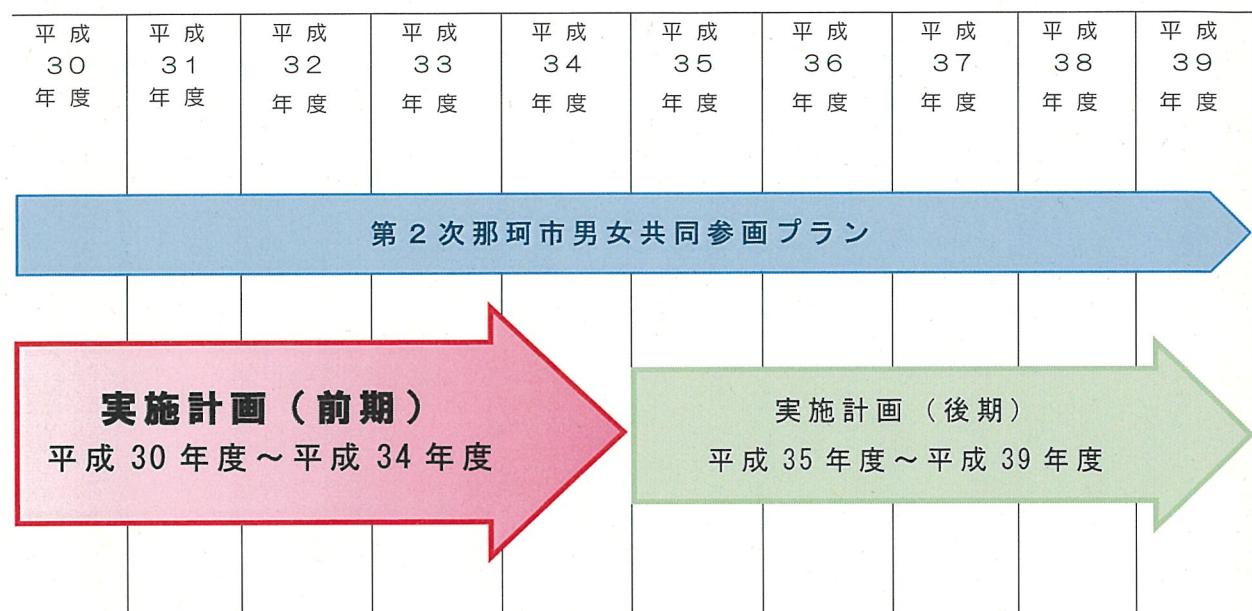
- 1 男女が互いを尊重し認めあうまち
- 2 男女がともに参画してつくるまち
- 3 男女がともに仕事と生活の調和がとれるまち

3つの基本方針

- 1 男女の人権及び個性の尊重
- 2 あらゆる分野での男女共同参画
- 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

2 実施計画の期間

この実施計画（前期）の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。



なお、本計画中で用いる元号については、新たな元号が決定していないため、「平成」を用いています。

3 実施計画の進行管理

この実施計画（前期）では、計画進行の目標とするための「目標指標」と、計画の進捗状況を把握するための参考とする「参考指標」を定めています。この2つの指標の数値を把握しながら、計画の進行管理を行います。

なお「目標指標」については、これまでの取組や昨年実施した市民アンケート調査の結果を踏まえ、第1次那珂市男女共同参画プラン実施計画（後期、平成25年度から平成29年度まで）から継続しているものだけでなく、今回の第2次プラン実施計画（前期）から新たに設定したものも含みます。

目標指標

= 計画推進のため目標とする指標

※当計画を実施していくうえで、目標とする指標です。5年ごとに実施する市民アンケートから把握していくものと、実際の事業実施件数等により毎年把握していくものがあります。

参考指標

= 計画の進捗状況を把握するため参考とする指標

※基本目標達成のために実施する事業（主な取組）に関連する実績値です。毎年度調査して実施状況を把握し、目標指標への影響等を考察します。

4 基本目標別実施計画

基本目標 1 男女が互いを尊重し認めあうまち

基本方針 男女の人権及び個性の尊重

男女の人権を尊重し、人権を侵害する暴力の根絶を目指します。また性別による固定的役割分担意識等にとらわれず、男女が互いの特性や個性を認めあい、お互いを尊重できる意識を醸成します。

施策の方向 1 人権教育等の推進

人権教育等を推進して人権についての理解を深め、性別にとらわれずお互いの人権を守り尊重する意識等を醸成します。

また、一人ひとりの個性の多様性を受容できる意識の啓発や、関係する情報の提供を推進します。

主な取組

項目	内容	担当課
人権教育の充実	男女の人権や個性を尊重した偏見や差別のない社会づくりのため、人権教育の充実を図ります。	秘書広聴課 学校教育課 生涯学習課
相談体制の充実	人権侵害や差別、法律の絡む問題等について、気軽に相談できる体制を整えます。	秘書広聴課

啓発の実施	性別にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を受容できるよう意識啓発や情報提供を推進します。	市民協働課
情報収集及び提供	人権問題や、個性の多様性等に関する図書資料や情報等の収集・整備・提供を行います。	秘書広聴課 市民協働課 生涯学習課

施策の方向2 性別による固定的役割分担意識等の改革

「男だから～」「女だから～」といった性別による固定的役割分担意識や、性差に関する偏見をなくすよう意識啓発等を行い、慣習等にとらわれず、自分の意志や個性によって自由に選択し、様々な活動へ参画できる意識を醸成します。

主な取組

項目	内容	担当課
啓発の実施	性別による固定的役割分担意識や、性差に関する偏見をなくすよう意識啓発等を行います。	市民協働課
講演会等の開催	性別による固定的役割分担意識や、性差に関する偏見に対する意識改革を促すため、講演会や研修会等を開催します。	市民協働課

施策の方向3 暴力による人権侵害の防止と被害者への支援

DV（ドメスティック・バイオレンス）※をはじめ、ストーカー行為、性犯罪、各種ハラスメント等の暴力、暴言、嫌がらせ等による人権侵害の根絶を目指し、これらの知識の普及・啓発を行います。また関係機関等と連携し、被害者への支援を実施します。

主な取組

項目	内容	担当課
啓発の充実	関係機関と連携し、DV等を防止するために、広報やパンフレットの配布等による啓発を行います。	市民協働課 社会福祉課 介護長寿課 こども課
情報収集及び提供	DV等の問題に関する図書資料や情報の収集・整備・提供を行います。	市民協働課 生涯学習課
関係機関との連携	DV等の問題は、女性だけの問題に止まらない場合があるため、個々のケースに応じて関係機関等と連携して支援できる体制をつくります。	市民協働課 関係各課
相談体制の充実	DVをはじめとする女性の問題について、気軽に相談できる体制を整えます。	市民協働課 社会福祉課 介護長寿課 こども課

※「DV（ドメスティック・バイオレンス）」とは

配偶者や恋人等の親密な関係（過去に親密であった関係も含まれる。）にある男女間における、身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力等のことをいいます。

目標 指標

項目	実績 (平成27年度)	目標 (平成34年度)
「女性だから～すべき」という性別による固定的役割分担意識を持っている人の割合※1	59.3%	42.0%
「男性だから～すべき」という性別による固定的役割分担意識を持っている人の割合※2	67.9%	48.0%
社会全体において男女の立場が「平等」であると答えた市民の割合	17.0%	30.0%
DV等の相談窓口を知っている人の割合	13.6%	18.0%

※1 「「女性だから～すべき」という性別による固定的役割分担意識を持っている人の割合」という目標指標については、男女共同参画プランや実施計画の策定時に行っている、市民アンケート調査の質問項目「女性は仕事を持つのは良いが、家事・育児もきちんとすべきである」に対し、「そう思う」と答えた人の割合を設定しています。これは、家事・育児を行うのは女性でなくてはならないわけではなく、女性だから仕事との両立をきちんとしたなければならないという考えは、性別による固定的役割分担意識からきているものと考えられるためです。

※2 「「男性だから～すべき」という性別による固定的役割分担意識を持っている人の割合」という目標指標については、※1と同じく、市民アンケート調査の質問項目「男性は一家の中心として家族を一つにまとめ、指導力を発揮すべきである」に対し、「そう思う」と答えた人の割合を設定しています。これは、家族を一つにまとめ指導力を発揮するのは男性でなければならないわけではなく、男性だからそうしなければならないという考えは、性別による固定的役割分担意識からきているものと考えられるためです。

参考指標

項目	実績 (平成 28 年度)
啓発事業を実施した件数	1 件
講演会、各種講座の開催件数	〇 件
人権相談件数	7 件
法律相談件数	173 件
DV 等の相談件数	2 件

基本目標2 男女がともに参画してつくるまち

基本方針 あらゆる分野での男女共同参画の推進

男女共同参画社会実現に向けた意識啓発や情報提供等を行い、あらゆる分野において男女がそれぞれの個性や能力に応じ、共同して参画できる環境づくりを推進します。

施策の方向1 男女共同参画の啓発の充実

男女共同参画に関する啓発を充実し、広報活動や学習機会の提供に努め、男女共同参画社会についての理解の促進を図ります。

主な取組

項目	内容	担当課
啓発の充実	男女共同参画に関する意識啓発を行います。	市民協働課
出前講座の実施	市民の学習機会の拡充を図るため、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	市民協働課
講演会等の開催	市民の男女共同参画に対する関心を高めるため、講演会や研修会を開催します。	市民協働課
市民アンケートの実施及び公表	市民アンケートを実施し、男女共同参画に関する現状を把握するとともに、その内容について公表します。	市民協働課
図書資料等の充実	男女共同参画推進に寄与する図書や資料の収集・整備を進めます。	市民協働課 生涯学習課

施策の方向2 幼少期からの男女共同参画教育の推進

幼少期からの男女共同参画についての学習機会を拡充し、性差に関する偏見や性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、それぞれの適性や個性に応じ、自らの希望により人生を選択できる能力を身につけられるよう支援します。

主な取組

項目	内容	担当課
出前講座の実施	児童生徒の学習機会の拡充を図るため、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	市民協働課
講演会等の開催	性差に関する偏見や慣習等に対する認識を促すため、講演会や研修会等を開催します。	市民協働課

施策の方向3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

政策の立案や決定の過程に男女がともに参画し、男女の考え方や多様な意見を反映させることができるよう取り組みます。

主な取組

項目	内容	担当課
啓発の充実	多様な意見を反映できるよう、政策や方針決定過程に男女がともに参画する必要性について意識啓発を行います。	市民協働課
実態調査	政策や方針決定過程における男女共同参画の状況調査等を行ってその実態を把握し、必要に応じ啓発の充実を図ります。	市民協働課

施策の方向4 男女が共同して参画する地域活動の推進

男女が共同して参画する地域活動への関心を高める取組を行い、多様な意見を反映した住みよいまちづくりができるよう支援します。

主な取組

項目	内容	担当課
コミュニティ活動への参加促進	市民自治組織等と市が連携・協力して男女を問わず幅広い年代の人が参加しやすいイベントを開催する等、地域活動への関心を高めます。	市民協働課
人材育成	地域活動において、性別に関係なくリーダーシップをとれる人材を育成します。	市民協働課
啓発の充実	地域活動において、男女が共同して参画し、多様な意見を取り入れながら活動していくことの重要性について意識啓発を行います。	市民協働課

施策の方向5 男女共同参画の視点からの防災・防犯体制づくりの推進

誰もが安心して暮らすために、男女がともに参画し多様な意見を反映した防災・防犯体制づくりを促進します。

主な取組

項目	内容	担当課
啓発の実施	災害や犯罪から受ける影響や、その支援に必要とされるニーズが、男女により異なることから、男女がともに参画する防災・防犯体制の重要性について意識啓発を行います。	市民協働課 防災課
実態調査	防災・防犯分野における男女共同参画の状況調査等を行ってその実態を把握し、必要に応じ啓発の充実を図ります。	市民協働課

目標 指標

項目	実績 (平成27年度)	目標 (平成34年度)
「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	31.2%	41.0%
各種審議会等の委員に占める女性の割合	21.5%	28.0%
市女性職員に占める管理職（課長補佐級以上）の割合	14.3%	19.0%
市民自治組織等の役員に占める女性の割合	6.9%	9.0%
地域活動の場において男女の地位が平等と思う人の割合	51.6%	67.0%

参考 指標

項目	実績 (平成28年度)
啓発事業の実施件数	2件
出前講座の実施件数	0件
講演会等の開催回数	2回
上記講演会等の参加者人数	323人
市役所の内部会議等における女性職員の参加率	14.7%
上記会議等においてリーダーを務める女性職員の割合	12.5%
まちづくりリーダー養成講座の実施回数	2回
上記講座の参加者数	62人

基本目標3 男女がともに仕事と生活の調和がとれるまち

基本方針 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女がともに充実した職業生活、社会生活、家庭生活を送るため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指すための支援に取り組みます。

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発の充実

男女がともに個性と能力を發揮し、それぞれの希望に応じた多様な生き方を可能にするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指し、意識啓発や情報提供を推進します。

主な取組

項目	内容	担当課
啓発の充実	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指し、市民の意識を改革するための意識啓発を行います。	市民協働課
図書資料等の充実	男女共同参画推進に寄与する図書や資料の収集・整備・提供を進めます。	市民協働課 生涯学習課

施策の方向2 女性の就業支援

就業を希望する女性が増加している状況を踏まえ、その能力と個性を十分に發揮して働くことができるよう情報提供を行う等、関係機関等と連携して支援します。

主な取組

項目	内容	担当課
情報収集及び提供	女性に対する就業支援についての情報を収集して集約するとともに、その情報を提供します。	市民協働課 商工観光課
関係機関との連携・協力	女性に対する就業支援を行っている機関と連携し、支援体制を整えます。	市民協働課 商工観光課

施策の方向3 職場における男女共同参画の推進

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるよう意識啓発等を行います。

主な取組

項目	内容	担当課
啓発の実施	女性が職業生活でその希望に応じて十分に能力を発揮して活躍できるよう、事業主に対する意識啓発を行います。	市民協働課 総務課 商工観光課
市の特定事業主行動計画の推進	女性活躍推進法*に基づき「那珂市女性の職業生活の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性が職業生活において活躍し、職業生活と家庭生活を両立できるよう支援する施策を実施します。また、行動計画の推進状況を毎年公表します。	総務課
市内事業所の実態調査	市内事業所の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況を調査してその実態を把握し、必要に応じ女性が職業生活における活躍を推進するための支援対策の必要性の啓発を行います。	市民協働課

※「女性活躍推進法」とは

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。）」の略称で、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために制定されました。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が、国や地方公共団体、民間企業等の事業主に義務付けられました（常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務）。

施策の方向4 男女がともに担う子育て・介護支援

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するため、男女がともに子育てや介護に参加できるよう、育児や介護の社会的支援の充実を図ります。

主な取組

項目	内容	担当課
保育事業の充実	就労を希望する人を支援するため、保育所等の整備を行うことにより、待機児童の解消を図ります。	こども課
学童保育の充実	就労等により保護者が家庭にいない児童に、放課後や学校休業日における遊びや生活の場を提供します。	こども課
子育て支援の充実	子育てに関する相談や、子どもの一時預かり、病児保育、産前産後のサポート等、子育て家庭に対する様々な支援の充実を図ります。	こども課
高齢者の生活及び介護の支援	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような環境づくりに取り組むとともに、高齢者に関する総合的な相談を行い、本人や家族に必要な介護サービスを安心して受けられるように支援します。	介護長寿課
介護サービスの充実	本人や家族のニーズに対応したサービスや質の向上に取り組み、介護離職を防ぎ、介護の負担軽減を図ります。	介護長寿課
市の職員に対する育児と介護の両立支援	子育てや介護を行う市職員が利用できる両立支援制度や、職場の周囲の職員等の配慮事項等について紹介した、「両立支援ガイドブック」を作成して啓発活動を行い、市職員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を支援します。	総務課

子育て関係事業については、「那珂市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者・介護関係事業については、「那珂市高齢者保健福祉計画」により推進しています。

施策の方向5 ひとり親家庭への支援

子育てや家庭生活上の問題に対し、ひとりで対応しなければならないひとり親家庭に対し、子育て・生活上の支援や、経済的自立に向け支援する取組を推進することで、ひとり親家庭のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指します。

主な取組

項目	内容	担当課
家庭児童相談の実施	ひとり親への生活相談や、各種支援策の調整等を行います。	こども課
母子（父子）自立支援事業の充実	ひとりでも多くの母子（父子）が自立できるよう相談・支援体制の充実を図ります。	こども課
ひとり親家庭への就業支援	就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するための養成機関に就学するときの費用を助成する等、ひとり親家庭の経済的自立を図ります。	こども課 商工観光課

ひとり親家庭への支援については、「那珂市子ども・子育て支援事業計画」により推進しています。

施策の方向6 男女が共同して参画する家庭生活の重要性の啓発

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を可能とするために、すべての生活の基本となる家庭生活について、ライフステージに応じて男女が対等に話し合い、それぞれの個性や特性に応じて役割分担をしていく重要性について啓発します。

主な取組

項目	内容	担当課
啓発の実施	ライフステージに応じて男女が対等に話し合い、それぞれの個性や特性に応じて役割分担をしていく重要性についての意識啓発を行います。	市民協働課

目標指標

項目	実績 (平成27年度)	目標 (平成34年度)
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉を知っている人の割合	新規	※
女性が仕事を続けるため（働くこと）に、特に大きな障害となっているものが、「家事・育児との両立が難しい。」と答えた人の割合	27.9%	19.0%
女性が仕事を続けるため（働くこと）に、特に大きな障害となっているものが、「高齢者や病人の介護は女性がするのが当然とされている。」と答えた女性の割合	12.5%	8.0%
職場における男女の立場が平等であると答えた人の割合	21.3%	35.0%
家庭における男女の立場が平等であると答えた人の割合	38.7%	50.0%

※目標指標「「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉を知っている人の割合」については、今計画からの新規設定項目であるため、実績値がなく目標値が設定できません。今後の調査等により実績値を把握し、後期実施計画において目標値を設定する予定です。

参考指標

項目	実績 (平成28年度)
啓発事業実施件数	1件
市職員に占める女性職員の割合	27.74%
市内事業所の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数	0件
女性に対する就業支援事業数	1件
上記事業の参加者数	16人
認可保育所（園）の定員	797人
上記の入所者数	838人
公設学童保育所の定員	530人
上記の入所者数	494人
家庭児童相談件数	293件（人）
母子（父子）自立支援事業相談件数	111件（人）
地域包括支援センターにおける総合相談件数	3,968件
「在宅介護実態調査」のうち、主な介護者が女性である割合	58.5%

第2次那珂市男女共同参画プラン（前期実施計画）

平成30年 3月発行

那珂市 市民生活部 市民協働課

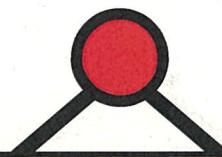
茨城県那珂市福田 1819 番地 5

T E L 029-298-1111（代表）

F A X 029-352-1021

H P : <http://www.city.naka.lg.jp>

男女共同参画社会とは。。。。。



男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

(男女共同参画社会基本法 第2条より)